

長野県地域防災計画

火山災害対策編

令和4年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考																																								
<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="195 493 1273 814"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u> ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="195 905 1273 1268"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 放送<u>事業者</u></td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、<u>(株)Coolight</u> 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 その他</p> <table border="1" data-bbox="195 1358 1273 1894"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山防災協議会</td> <td>ア 火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関する事。 (ア) 噴火に伴う現象(主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。)と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事。 (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事。 (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事。 (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事	(略)	(略)	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(6) 放送 <u>事業者</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>(株)Coolight</u> 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事	(略)	(略)	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	火山防災協議会	ア 火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関する事。 (ア) 噴火に伴う現象(主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。)と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事。 (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事。 (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事。 (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1389 493 2466 768"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株) ア 電気通信設備の保全に関する事。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1389 905 2466 1268"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 放送<u>会社</u></td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、<u>須高ケーブルテレビ(株)</u> 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 その他</p> <table border="1" data-bbox="1389 1358 2466 1894"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山防災協議会</td> <td>ア 火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関する事。 (ア) 噴火に伴う現象(主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。)と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事。 (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事。 (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事。 (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株) ア 電気通信設備の保全に関する事。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事。	(略)	(略)	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(6) 放送 <u>会社</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>須高ケーブルテレビ(株)</u> 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。	(略)	(略)	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	火山防災協議会	ア 火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関する事。 (ア) 噴火に伴う現象(主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。)と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事。 (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事。 (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事。 (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計	<p>事業者の追加</p> <p>文言及び事業者名の修正</p> <p>脱字の修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
(略)	(略)																																									
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事																																									
(略)	(略)																																									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
(略)	(略)																																									
(6) 放送 <u>事業者</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>(株)Coolight</u> 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事																																									
(略)	(略)																																									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
火山防災協議会	ア 火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関する事。 (ア) 噴火に伴う現象(主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。)と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事。 (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事。 (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事。 (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計																																									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
(略)	(略)																																									
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株) ア 電気通信設備の保全に関する事。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事。																																									
(略)	(略)																																									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
(略)	(略)																																									
(6) 放送 <u>会社</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>須高ケーブルテレビ(株)</u> 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。																																									
(略)	(略)																																									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
火山防災協議会	ア 火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関する事。 (ア) 噴火に伴う現象(主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。)と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事。 (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事。 (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事。 (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計																																									

	<p>画」等の一連の警戒避難体制に関すること。</p> <p>(オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施に関すること。</p> <p>(カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達される体制に関すること。</p>		<p>画」等の一連の警戒避難体制に関すること。</p> <p>(オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施に関すること。</p> <p>(カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達される体制に関すること。</p>	
--	--	--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 災害に強いまちの形成</p> <p>f 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な<u>拠点と高規格道路等</u>のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、<u>強靱で信頼性の高い道路網の整備</u>を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ</u>、無電柱化の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p><u>j 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>k 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象(火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等)とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。</u></p> <p><u>1 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 災害に強いまちの形成</p> <p>f 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な<u>市街地等と高速道路</u>のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、<u>道路情報ネットワークシステム</u>、道路防災対策等を通じて<u>安全性</u>、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p><u>i 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>j 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象(火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等)とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。</u></p> <p><u>k 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p><u>m</u> 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。</p> <p><u>n</u> 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>f <u>道路防災対策</u>等を通じて、<u>強靱</u>で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>h</u> 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p><u>i</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 避難促進施設の指定</p> <p>市町村防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。</p> <p>現在、火山防災協議会で定めている避難促進施設指定基準は以下のとおり。</p> <p>a 御嶽山における避難促進施設指定基準</p> <p>(a) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設 ○ 宗教施設は活火山法施行令に定めがないため、施設の利用実態を踏まえ市町村長が判断する <p>(b) 対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 剣ヶ峰南西斜面の火口<u>(地獄谷火口)</u>から4kmの範囲 ○ 市町村長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする。 	<p><u>1</u> 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。</p> <p><u>m</u> 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>f <u>道路情報ネットワークシステム</u>等を通じて<u>安全性</u>、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>g</u> 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p><u>h</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 避難促進施設の指定</p> <p>市町村防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。</p> <p>現在、火山防災協議会で定めている避難促進施設指定基準は以下のとおり。</p> <p>a 御嶽山における避難促進施設指定基準</p> <p>(a) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設 ○ 宗教施設は活火山法施行令に定めがないため、施設の利用実態を踏まえ市町村長が判断する <p>(b) 対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 剣ヶ峰南西斜面の火口<u>(79-7)</u>から4kmの範囲 ○ 市町村長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする。 	<p>脱字の修正</p> <p>想定火口の見直しに伴う修正</p>
--	---	-----------------------------------

<p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>h 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(シ) 噴火警報、(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。) <u>臨時の発表であることを明記した</u>火山の状況に関する解説情報 <u>(以下、「火山の状況に関する解説情報(臨時)という。)</u>、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。</p> <p><u>(ス) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。</u></p> <p><u>(セ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ【気象庁が実施する計画】</p> <p>(イ) 火山活動の変化を観測した場合、火山の状況に関する解説情報 <u>(臨時)</u> を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の強化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE(PS-LTE)</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE(PS-LTE)</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(シ) 噴火警報、(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。) <u>火山の状況に関する解説情報(臨時)</u>、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。</p> <p><u>(ソ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る、情報伝達手段の多様化を図る。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ【気象庁が実施する計画】</p> <p>(イ) 火山活動の変化を観測した場合、<u>臨時の発表であることを明記した</u>火山の状況に関する解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の強化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	<p>文言の修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文言の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、<u>再生可能エネルギー等</u>の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>県及び市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u></p> <p>(ウ) 保健所（<u>長野県健康観察センター</u>）は、<u>陽性判定時又は</u>自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</p> <p>(エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、<u>避難所の専用スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）</u>の確保に努めるものとする。</p> <p><u>また、保健所</u>は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、SNSによる周知 ○広報車による周知 ○避難誘導員による現地広報 ○住民組織を通じた広報 <p>なお、<u>市町村</u>は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、<u>避難時</u>の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>緊急安全確保</u>」を<u>講ず</u>べきことにも留意するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難受入れ活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>地域振興局</u>及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</p> <p>(エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。<u>県</u>は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、SNSによる周知 ○広報車による周知 ○避難誘導員による現地広報 ○住民組織を通じた広報 <p>なお市町村は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全措置をとる</u>べきことにも留意するものとする。</p>	<p>風水害対策編 に合わせて修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症の陽性者の全数届出の見直し等に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画 に合わせて修正</p>

<p>(略)</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p><u>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>脱字の修正</p> <p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	---

<p>(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------------------

新	旧	修正理由・備考												
<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、令和3年度末現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="338 541 1113 680"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>令和3年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>69 (89.6%)</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>53 (68.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>(略)</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p>(略)</p>	方式別	令和3年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69 (89.6%)	移動系（移動局）	53 (68.8%)	<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、令和2年度末現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1534 541 2309 680"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>令和2年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>69 (89.6%)</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>63 (81.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>(略)</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】</p> <p>(略)</p>	方式別	令和2年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69 (89.6%)	移動系（移動局）	63 (81.8%)	<p>時点修正</p> <p>事業者の追加</p>
方式別	令和3年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69 (89.6%)													
移動系（移動局）	53 (68.8%)													
方式別	令和2年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69 (89.6%)													
移動系（移動局）	63 (81.8%)													

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和4年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,727箇所、崩壊土砂流出危険地区4,645箇所である。</p> <p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和4年6月30日現在で27,109区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,411区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和3年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,727箇所、崩壊土砂流出危険地区4,635箇所である。</p> <p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和2年12月31日現在で27,048区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,381区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p>時点修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ【気象台が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報、噴火警戒レベル、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報、降灰予報、火山活動解説資料等の火山情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 登山者等が活火山を訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、登山するかどうか自ら判断することができるように、気象庁ホームページ等で火山情報の周知に努める。</u></p> <p><u>(ウ) 登山者等が遅延なく防災対応が取ることができるよう、平時から火山観測データを公表するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）</p> <p><u>(イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。</u></p> <p>a 防災知識一般</p> <p>b 避難の際の留意事項</p> <p>c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>d 具体的な危険箇所</p> <p>e 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>(エ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカ</p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ【気象台が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ア) 登山者等が活火山を訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、自ら登山するかどうか判断することができるように、噴火警報、予報、噴火警戒レベル、火山の状況に関する解説情報（臨時）、火山活動解説資料等の火山情報を気象庁ホームページ等で周知に努める。</u></p> <p><u>(イ) 登山者等が遅延なく防災対応が取ることができるよう、平時から火山観測データを公表するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。</u></p> <p>a 防災知識一般</p> <p>b 避難の際の留意事項</p> <p>c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>d 具体的な危険箇所</p> <p>e 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカ</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>イブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p><u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに</u>、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>イブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p><u>また</u>、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>国土地理院との連携について記載</p>
--	---	------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3【関係機関が実施する計画】</p> <p>(4) 本県に關係する気象庁が常時監視する活火山の観測は以下のとおり実施されている。</p> <p>ア 浅間山 気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所浅間火山観測所が必要な観測を行っている。</p> <p>イ 御嶽山 気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、岐阜県、国土地理院、中部地方整備局、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。</p> <p>ウ 焼岳 気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、北陸地方整備局、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所等が必要な観測を行っている。</p> <p>エ 乗鞍岳 気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。</p> <p>オ 草津白根山 気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京工業大学、草津町が必要な観測を行っている。</p>	<p style="text-align: center;">第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3【関係機関が実施する計画】</p> <p>(4) 本県に關係する気象庁が常時監視する活火山の観測は以下のとおり実施されている。</p> <p>ア 浅間山 気象庁<u>地震火山部火山監視課火山監視・警報センター</u>が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所浅間火山観測所、<u>関東地方整備局利根川水系砂防事務所</u>が必要な観測を行っている。</p> <p>イ 御嶽山 気象庁<u>地震火山部火山監視課火山監視・警報センター</u>が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、岐阜県、国土地理院、中部地方整備局、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。</p> <p>ウ 焼岳 気象庁<u>地震火山部火山監視課火山監視・警報センター</u>が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、北陸地方整備局、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所等が必要な観測を行っている。</p> <p>エ 乗鞍岳 気象庁<u>地震火山部火山監視課火山監視・警報センター</u>が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。</p> <p>オ 草津白根山 気象庁<u>地震火山部火山監視課火山監視・警報センター</u>が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京工業大学、草津町が必要な観測を行っている。</p>	<p>担当部署の修正</p>

<p>カ 新潟焼山 気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所、新潟県が必要な観測を行っている。</p> <p>キ 弥陀ヶ原 気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、京都大学が必要な観測を行っている。</p>	<p>カ 新潟焼山 気象庁<u>地震火山部火山監視課火山監視・警報センター</u>が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所、新潟県が必要な観測を行っている。</p> <p>キ 弥陀ヶ原 気象庁<u>地震火山部火山監視課火山監視・警報センター</u>が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、京都大学が必要な観測を行っている。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応</p> <p>(イ)【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>a 気象庁が発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、降灰予報、火山ガス予報、噴火に関する火山観測報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>c 噴火警報・予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺) <p>気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火予報 <p>気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>d 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁が、噴火警報・予報に付して発表する。</p> <p>国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応</p> <p>(イ)【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>a 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>c 噴火警報・予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺) <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火予報 <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>d 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、噴火警報・予報に付して発表する。</p> <p>国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。</p>	<p>担当部署及び誤字の修正</p> <p>担当部署の修正</p>

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況 (略)				
(b) 噴火警戒レベルが運用されていない火山				
種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは発生すると予想さ れる	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす(この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるい は発生すると予想される	入山危険
		火口から少し 離れたところ までの火口周 辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ)噴火が発生、あるいは発生する と予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等がみられる。(この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ)	活火山である ことに留意
<p>e 火山の状況に関する解説情報</p> <p>気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p> <p>f 噴火速報</p> <p>気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。</p> <p>g 降灰予報</p> <p>気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。</p> <p>h 火山ガス予報</p> <p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。</p>				

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況 (略)				
(b) 噴火警戒レベルが運用されていない火山				
種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは発生すると予想 される	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす(この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるい は発生すると予想される	入山危険
		火口から少し 離れたところ までの火口周 辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ)噴火が発生、あるいは発生する と予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等がみられる。(この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ)	活火山である ことに留意
<p>e 火山の状況に関する解説情報</p> <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p> <p>f 噴火速報</p> <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。</p> <p>g 降灰予報</p> <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。</p> <p>h 火山ガス予報</p> <p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。</p>				

誤字の削除

担当部署の
修正

i 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

・火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

・月間火山概況

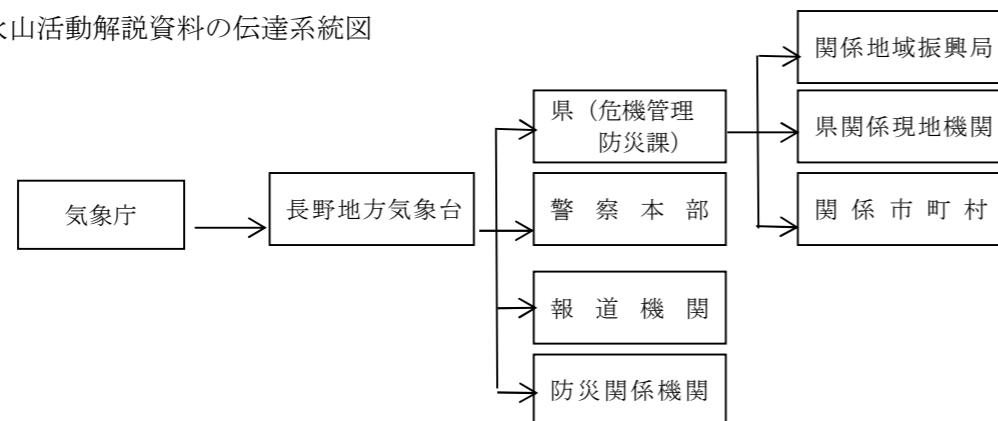
前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

i 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する。

・火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

・月間火山概況

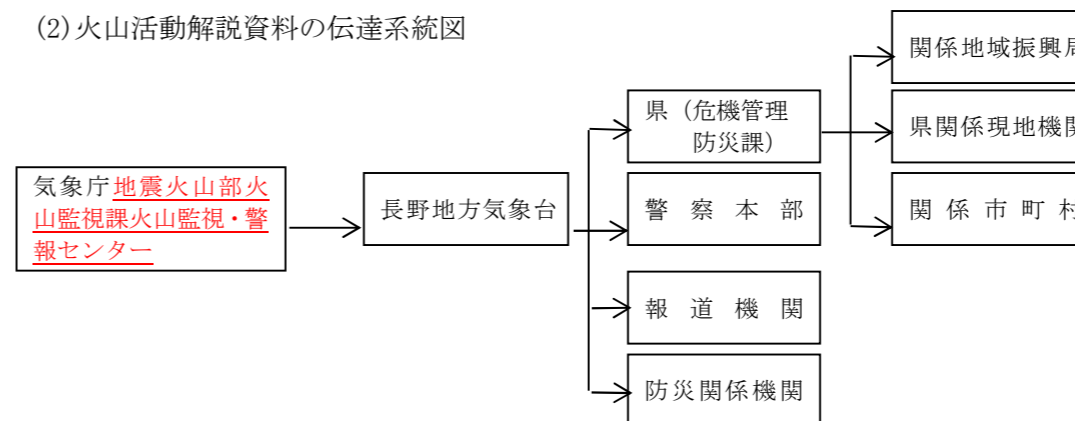
前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図

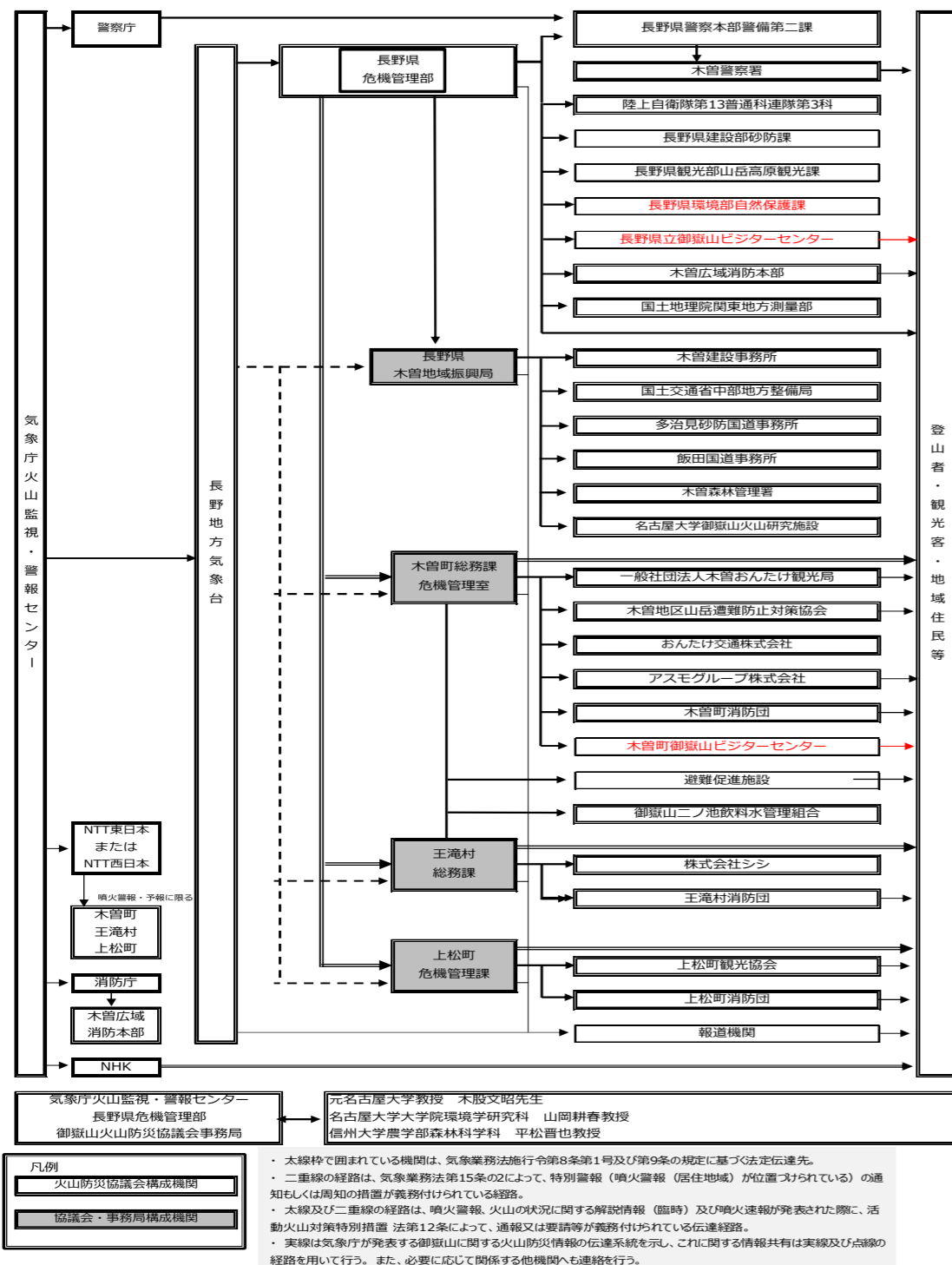


注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

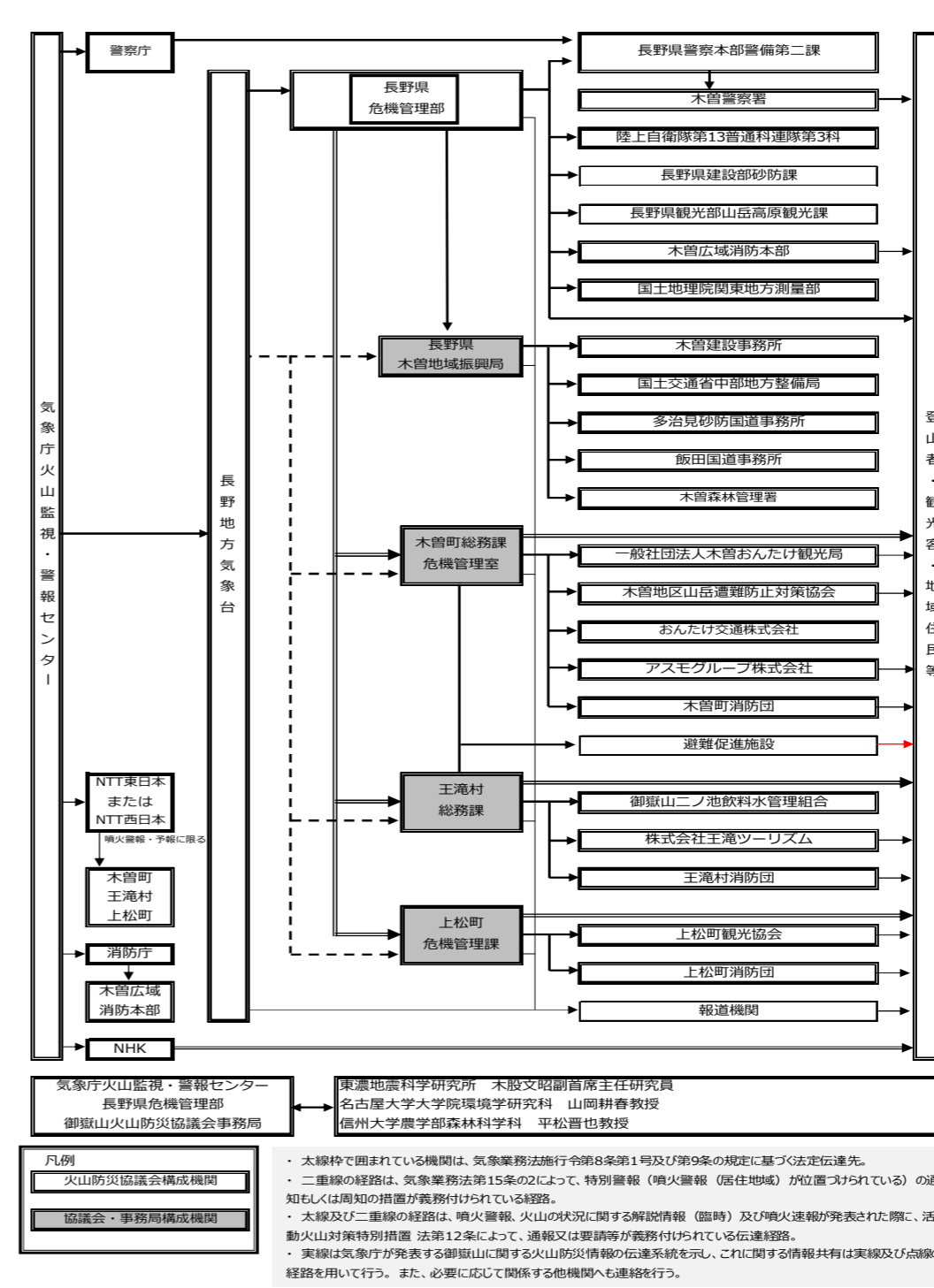
別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図

(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図



別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図

(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図



ビジターセンター開館に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本庁）の実施事項</p> <p><u>e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本庁）の実施事項</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p><u>明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。</u></p> <p>f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。</p> <p>g 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。</p> <p>h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。</p> <p>i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。</p> <p>j <u>国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>(イ) 県現地機関等の実施事項</p> <p>c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理（・環境）課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。</p> <p>d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>(1)【県が実施する事項】</p> <p>カ <u>県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプター</u>によるテレビ画像情報の送信を行う。（<u>危機管理部</u>、警察本部）</p>	<p>e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。</p> <p>f 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。</p> <p>g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。</p> <p>h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 県現地機関等の実施事項</p> <p>c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。</p> <p>d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣の派遣を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>(1)【県が実施する事項】</p> <p>カ <u>県（警察）有ヘリコプター</u>によるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>文言及び担当部署の修正</p>
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。</p> <p>避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>(略)</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア <u>f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者</u> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、<u>受付時の確認</u>、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。</p> <p>避難指示等を発令する者、<u>避難勧告、避難指示(緊急)を行う者</u>は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>(略)</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の<u>勧告又は</u>指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア <u>(新設)</u> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>風水害対策編に合わせて修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症対策について追記</p>